

令和4年度障害者支援施設等物価高騰対策支援金Q&A

目次

Q1	補助金の交付を受けるために、具体的にどのような手続きが必要ですか？...	2
Q2	補助金申請のスケジュールは？	2
Q3	支払いの際に納品書及び領収書を徴取する必要はありますか？	2
Q4	交付決定後、毎月1日時点における定員数に変更が生じた場合に必要な手続きは？	3
Q5	施設所在地の自治体が類似の事業を実施します。都と他自治体両方の事業を活用できますか？	3
Q6	定員数及び現員数の考え方は？	3
Q7	1法人から複数事業所の申請は可能ですか？	4
Q8	公設民営の施設は申請可能ですか。	4
Q9	都外施設等は申請可能ですか？	4
Q10	補助対象となる費用は何ですか？	4
Q11	都が交付決定するよりも前に購入した費用は、補助の対象となりますか？ ..	4
Q12	実績報告書別紙2の「補助対象に使用した費用の総額表」の各費用について、費用が納品（発生）された月と支払った月のどちらの月の額を記入すればよいですか？	4
Q13	実績報告書別紙2の「補助対象に使用した費用の総額表」について、実績報告書提出期限までに令和5年3月分の実績が分かりませんがどのようにすればよいですか？	5
Q14	申請者の所在地・名称・代表者職氏名、代表者印に変更があった際の手続きは？	5
Q15	都外独占施設、都外協定施設、都外都民施設及び協定施設における定員数及び現員数の考え方は？	5
Q16	障害児入所施設に入所する過齢児や、療養介護での入所者の扱いは？	5

Q 1 補助金の交付を受けるために、具体的にどのような手続きが必要ですか？

A 1 まず、交付申請書を提出いただき、都が申請書類の審査を行った上で、補助金受付の可否を通知（交付決定通知）し、概算払により補助金を交付します。

その後、事業の完了を実績報告書により確認した後、額の確定及び精算を行います。なお、令和5年5月末頃までの精算を予定しています。

各書類の提出期限は厳守してください。なお、申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合がございます。

また、書類審査中、申請事業者に対して追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がございます。

Q 2 補助金申請のスケジュールは？

A 2 スケジュールは以下のとおりです。

【原則】変更交付申請のない場合

事業者	東京都	目安の時期
交付申請 請求書の提出		令和4年12月23日まで（厳守）
	交付決定	1月頃
	概算払	2月頃
実績報告		補助事業完了後10日以内（遅くとも令和5年4月10日まで）
	額の確定	令和5年4月下旬
精算戻入 精算書の提出		5月初旬

※スケジュールは現時点での予定ですので、今後変更になる場合があります。

※なお、交付決定額が補助額の上限となりますので、その後計画変更等により、対象経費が増額となったとしても、補助額を上乗せすることはできませんので、ご注意ください。（変更交付申請（提出期限は交付決定通知発出日の10日後を予定）を除く）

Q 3 支払いの際に納品書及び領収書を徴取する必要はありますか？

A 3 実績報告書提出時に納品書及び領収書の都への提出は求めない予定です。しかし、納品書及び領収書と等の使用した費用の分かる書類は、事業所の責任で徴取し、保管・整理してください。また、実績報告書提出時に補助対象期間中の補助対象（食材費、光熱水費及び燃料費）に使用した費用の総額表を御提出いただく必要がありますので、使用した費用は分かるようにしてください。

Q 4 交付決定後、各月 1 日時点における定員数に変更が生じた場合に必要な手続きは？

A 4 変更交付申請（提出期限は交付決定通知発出日の 10 日後を予定）までに変更後の定員数での申請をしてください。変更交付申請提出期限後の変更は認められません。

Q 5 施設所在地の自治体が類似の事業を実施します。都と他自治体両方の事業を活用できますか？

A 5 補助金交付要綱第 15 条に基づき、他の公的制度の対象となっている案件について、都と他自治体双方から補助金交付を受けることはできません。

なお、例えば入所が 60 名、通所は 80 名定員の施設において、施設所在地の自治体から、通所 80 名から入所 60 名分を除いた通所のみ 20 名分の補助を受けている場合、都から入所 60 名分の事業を活用することは可能です。

また、本事業に対して、区市町村が独自事業として補助基準額（1 人当たり 1 日 158 円）の上乗せや補助対象経費（利用者に価格転嫁できない食材費、光熱水費及び燃料費の物価高騰相当分）の拡大を実施する場合、区市町村からの補助も受けることが可能です。

【基本的な考え方】

- ・対象経費が重複する他の補助金の交付を受けている場合は対象外

【入所分として他からの補助を受給する場合】

- ・区市町村が実施する障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業分との重複については切り分けて申請が必要
- ・区市町村や他県が「独自」に上乗せ・横出しをする場合は、重複申請可
※精算時の基準額は、使用経費総額から他の補助金の重複分相当額を減じたものとなります。

【通所分として区市町村補助を受給する場合】

- ・入所利用者、外部利用者の切り分けが可能な場合は、外部利用者分だけ区市町村補助受給可
- ・入所利用者、外部利用者の切り分け不可の場合は、精算時に区市町村補助分を減額

【その他】

- ・医療型については、医政部事業の補助金を受給した場合は、本事業の申請不可（障害部事業又は医政部事業のいずれかを選択）

Q 6 定員数及び現員数の考え方は？

A 6 施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の定員数及び現員数

になります。

例えば、入所が60名、通所は80名定員（現員）の施設は60名となります。

また、定員数及び現員数は毎月1日時点の人数が基準となります。

Q 7 1 法人から複数事業所の申請は可能ですか？

A 7 可能です。

Q 8 公設民営の施設は申請可能ですか。

A 8 国または地方公共団体が設置する施設、指定管理者が管理する施設及び公設民営の施設は対象外です。

Q 9 都外施設等は申請可能ですか？

A 9 以下の施設は申請が可能です。

「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成23年3月30日付22福保障居第2663号）の別表1に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成16年3月30日付15福障施第1744号）第2に規定する都外都民施設及び協定施設

※「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（医療型障害児施設）」（平成11年12月1日付11衛健母第986号）第3に規定する交付対象施設は対象外です。

Q10 補助対象となる費用は何ですか？

A10 令和4年10月1日から令和5年3月31日までに発生した、利用者に価格転嫁できない食材費、光熱水費及び燃料費の物価高騰相当分が対象です。

Q11 都が交付決定するよりも前に購入した費用は、補助の対象となりますか？

A11 交付決定よりも前に購入した食材等の補助対象経費も、購入（納品及び支払）が令和4年10月1日から令和5年3月31日までに発生した費用であれば遡って補助対象とすることができます。

Q12 実績報告書別紙2の「補助対象に使用した費用の総額表」の各費用について、費用が納品（発生）された月と支払った月のどちらの月の額を記入すればよいですか？

A12 原則、支払った月の額を記入してください。

- Q13 実績報告書別紙2の「補助対象に使用した費用の総額表」について、実績報告書提出期限までに令和5年3月分の実績が分かりませんがどのようにすればよいですか？
- A13 確定している金額のみを記入してください。実績報告書別紙1における基準額(A)（各月1日時点における現員数、補助対象日数及び補助基準額(158円)を乗じて得た額の合計)を上回ってはいけません。
- Q14 申請者の所在地・名称・代表者職氏名、代表者印に変更があった際の手続きは？
- A14 途中で変更があった際には、速やかに変更内容が確認できる資料（法人登記簿全部事項証明書等）を提出し、変更理由を説明してください。
- Q15 都外独占施設、都外協定施設、都外都民施設及び協定施設における定員数及び現員数の考え方は？
- A15 障害者支援施設の都外独占施設の場合、施設入所支援の施設全体の定員数及び現員数になります。
障害者支援施設の都外協定施設の場合、施設入所支援の定員数及び現員数のうち、特別区及び東京都に存する市町村の介護給付費等の支給を受ける者の数になります。
福祉型障害児入所施設の都外独占施設及び協定施設の場合、定員は協定定員、現員は東京都及び都内区市町村が実施機関の措置及び契約の人数になります。
- Q16 障害児入所施設に入所する過齢児や、療養介護での入所者の扱いは？
- A16 福祉型障害児入所施設に入所する過齢児及び医療型障害児入所施設に療養介護で入所している者は障害児入所施設の現員に含めてかまいません。